

# 関川村での マイナンバーの活用に向けて

## ●基本方針

村では、村民のみなさんの利便性向上及び行政運営の効率化を図るため、番号制度を活用します。番号法に定められた利用に加え、条例に定めることにより、これまで申請に必要なだった書類の添付を減らすなど、活用を図ります。

個人番号カードについては、国がカード所有による利便性向上等を検討していること、また将来的に村における個人番号カード利用方法の拡大を検討していくこともあり、普及推進を図ります。

情報システムの利用については、その有効活用を図ります。番号制度が、施行後3年を目途に対象の拡大等が予定されていることから、コンビニ交付や業務改革を含め中長期的視点を持ち、検討を継続します。

## ●個人情報の保護

村では、マイナンバー法施行に伴い個人情報の取扱いについて、これまで以上に徹底したセキュリティ対策を行います。

国が定めた特定個人情報の保護評価を適正に実施し、特定個人情報の取扱いについて、職員の共通理解を深め適正な事務遂行、及び個人情報の保護を行います。

個人に通知された後のマイナンバーについて、国は見られた程度ではすぐに個人情報の漏えいにはつながらないとしていますが、村としては、必要な場合以外での適正な保護管理をしていただけるよう、皆さんにお願いするとともに、今後も継続して周知していきます。



マイナンバーは**一生使うもの**です。**大切**にしてください

もっと詳しい情報をご覧いただくには・・・

マイナンバー制度については、様々なホームページから情報をご覧いただけます。

- ・ 内閣官房HP <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- ・ 政府広報オンライン <http://www.gov-online.go.jp>
- ・ 特定個人情報保護委員会HP <https://e-pia.ppc.go.jp>
- ・ Yahoo!JAPAN PR企画HP <http://promotion.yahoo.co.jp/mynumber/>
- ・ 個人番号カード総合サイト <https://www.kojinbango-card.go.jp/>

マイナンバー制度に関するお問い合わせは

マ イ ナン バー  
**0570-20-0178** (全国共通ナビダイヤル)

平日9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始除く)

※一部IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合は、050-3816-9405におかけください。

※ナビダイヤルは通話料がかかります。※外国語対応(英語)は0570-20-0291におかけください。